

岡山県
秋のリバウンド防止期間

2021. 9. 29

岡山県 秋のリバウンド防止期間

- ① 期 間 10月1日（金）～10月31日（日）
- ② 区 域 岡山県全域

●県民の皆様へ

- 3つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守
- 外出する場合は、混雑している場所や時間を避けて行動すること
- 岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（P.3※参照）の認証店など、感染対策が徹底されている飲食店等を利用すること
- 屋外でのバーベキューなどを含め、会食は、大人数を避けて、2時間程度とし、マスク会食すること
- 路上、公園等における集団での飲酒、地域で集まって行う会食やカラオケなど、感染リスクが高い行動は行わないこと
- 少しでも症状がある場合、発熱がなくとも、かかりつけ医等を受診し、通勤、通学、外出等を止めること
- 「新しい生活様式」の実践の徹底
- ワクチンには感染症の発症や重症化を防ぐ高い有効性が認められているため、ぜひワクチンの接種を受けてください

●事業者の皆様へ

- 従業員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること
また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 業種別ガイドラインの遵守
- 3つの「岡山ルール」及び「マスクコード」の遵守と周知
- 在宅勤務（テレワーク）、時差出勤等、人との接触を低減する取組に努めること
- ワクチン休暇の導入など、従業員が安心してワクチン接種できる環境整備に努めること
- 飲食店等の事業者は、岡山県飲食店感染防止第三者認証事業（※参照）の認証取得に努めるとともに「もしサポ岡山」の活用を図ること

※岡山県飲食店感染防止対策第三者認証事業

県内の飲食店又は喫茶店における感染防止対策について、現地調査を行った上で、一定の基準に適合している店舗を認証する制度。令和3年8月2日から、認証申請の受付を開始しています。



岡山県 秋のリバウンド防止期間 3つの「岡山ルール」



© 岡山県「ももっち」

© 岡山県「うらっち」

★引き続き 3 密回避、手洗い、換気を徹底

★他の都道府県との不要不急の往来は避け、やむを得ず往来する場合も
慎重に検討し、前後 2 週間は体調管理に気を付けて

★ワクチン接種後も 1 枚のマスクがあなたとあなたの大切な人を守る

みんなで守って感染リスクを 0 に近づけよう！

思いやりのルール 「マスクコード」

～みんなで守って、大切な家族、従業員の皆さん、
医療関係者の皆さんに広げよう優しさの輪～

○話すときは「マスク会話」

休憩時間などは、つい気が緩みがちなので特に注意を

ケース① マスクを外して更衣室や喫煙室で談笑して感染拡大

○食事の際は「マスク会食」

野外での飲食も含め、マスクを外すのは飲食中だけに

ケース② 友人5人とその家族が集まり、マスクなしでバーベキューをして全員感染

○おうちでマスク

県外と往来した家族がいる場合、2週間はマスクを

ケース③ 感染拡大地域から大学生が帰省し、両親と祖父母の家族全員が感染

○マスクは正しく着用

マスクを顔にすき間なくフィットさせ、しっかり着用を
布やウレタンより不織布の方が感染予防効果等が高いことが示されています



●県内でのイベントの開催について〔特措法第24条第9項に基づくもの〕

- 感染防止策が徹底されない場合は、イベント開催を自粛すること
- マスクの着用、手指消毒、換気、会場での飲食制限を徹底すること
- 業種別ガイドラインの遵守を徹底すること
- 「接触確認アプリ（COCOA）」や「もしサポ岡山」の活用を周知すること
- 1,000人以上もしくは全国的・広域的な移動を伴うイベントを開催する場合は、県へ事前相談すること
- 祭り、野外フェスティバル等については、十分な人との距離（1m）を設け、間隔の維持が困難な場合は、開催を慎重に検討すること
- 次の収容率、人数上限を満たし、かついずれか小さい方を限度とすること

人数上限	5,000人又は収容定員50%以内（ただし、10,000人を上限）のいずれか大きい方
収容率	<p>大声なし 100%以内 クラシック音楽コンサート、演劇等、舞踊、伝統芸能、芸能・演芸、公演・式典、展示会 等</p> <p>大声あり 50%以内 ロック・ポップコンサート、スポーツイベント、公営競技、公演、ライブハウス・ナイトクラブにおけるイベント 等</p>

※ 大声なし、大声ありの判断は、実態に照らして個別具体的に判断

※ 収容定員が設定されていない場合は、十分な人との距離（1m）を確保できること

<学校へのお願い>

- 大学等においては、オンライン授業など授業方式の工夫や時差通学の実施など、感染リスクの低減を図ること
- 学生・生徒・児童・教職員に「県民へのお願い」を周知すること
- 学生・生徒・児童の部活動、課外授業における感染リスクの高い活動は制限や自粛すること
- 学生寮における感染防止対策を徹底すること
- 学生・生徒・児童・教職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと

<放課後児童クラブ、放課後子ども教室へのお願い>

- 「新型コロナウイルス感染症安全管理マニュアル」（岡山県作成）及び「地域子ども・子育て支援事業にかかる新型コロナウイルス感染症対策関係 F A Q」（R3.4.23 内閣府・厚生労働省通知）に沿った感染防止策を徹底すること
- 飲食の際は、黙食を心掛け、利用児童間の距離を確保するか、パーティションの設置など飛沫防止に努めること
- 児童・職員の日々の健康管理を徹底するとともに、体調に不調を感じる場合は出席・出勤させないこと

<社会福祉施設・医療施設等へのお願い>

- 新しい生活様式の実践など感染防止策を徹底すること
- 職員の日々の健康管理を徹底するとともに、必要な場合には、早期の受診や抗原簡易キットを活用した迅速な検査を実施すること。また、体調に不調を感じる場合は出勤させないこと
- 面会については、電話やオンライン面会等を可能な限り活用しながら、直接面会する場合は、時間、人数、回数の制限や感染防止対策を厳重に徹底すること